

和歌山工業高等専門学校入学料、授業料の免除 及び徴収猶予並びに寄宿料免除規則

制 定 昭和50年7月14日
最近改正 令和 6年10月1日

(趣旨)

第1条 和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）における入学料・授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料の免除（以下「授業料免除等」という。）に関する取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料，入学料及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第134号。以下「機構規則」という。）その他独立行政法人国立高等専門学校機構が定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(選考機関)

第2条 機構規則に定める選考機関は、授業料等の免除及び徴収猶予委員会（以下「選考委員会」という。）とする。

2 選考委員会は次に掲げる者をもって組織する。

- 一 教務主事
- 二 学生主事
- 三 寮務主事
- 四 専攻科長
- 五 各学科主任

3 選考委員会の委員長は、学生主事とし、その事務は学生課において処理する。

4 選考に関する基準その他授業料免除等に関し必要な事項は、選考委員会の議を経て、校長が定める。

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和50年7月14日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

2 昭和41年12月7日制定の和歌山工業高等専門学校授業料免除徴収猶予及び寄宿料免除規則は、廃止する。

附 則

この規則は、昭和52年3月24日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。ただし、改正後の第11条及び第19条については、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和53年4月7日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和57年12月10日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成2年2月2日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年1月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年2月14日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則

この規則は、平成13年10月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年5月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する

附 則

この規則は、平成15年5月21日から施行し、平成15年度入学者から適用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年3月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。ただし、入学料の免除及び徴収猶予に関する規定は、令和6年度の対象入学者から適用する。